

育児休業制度等に関する相談窓口を開設します。

開設期間：令和3年11月1日～令和5年3月31日

育児・介護休業法が改正されました

令和3年6月に育児・介護休業法が改正され、男性の育児休業取得促進の枠組みや育児休業対象労働者への個別周知・意向確認の義務付け等が定められました。本改正により、子が1歳未満の間に、男性は最大4回、女性は2回(※)まで育児休業の分割取得が可能になるなど、より労働者が仕事と家庭を両立しやすい環境が整備されます。

改正法は令和4年4月1日以降順次施行されますが、事業主の皆さまにおかれましては、本年度中より社内制度の点検・見直し等の対応が求められます。

※女性であっても、養子縁組など産後休業の対象とならない場合は、最大4回まで育児休業が分割取得できません（「出生時育児休業」取得可）。

1. 出生直後の時期に柔軟に育児休業を取得できるようになります。

(男性の「出生時育児休業」の新設)

(施行日：令和4年10月1日)

| | 新制度（現行制度との併用可） | 現行制度 |
|--------|---|----------------|
| 対象期間 | 子の出生後8週間以内に最大4週間まで取得可能 | 原則子が1歳（最長2歳）まで |
| 申出期間 | 原則休業の2週間前まで | 原則1か月前まで |
| 分割取得 | 分割して2回取得可能 | 本改正により可能に |
| 休業中の就業 | 労使協定を締結している場合に限り、労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能 | 原則就業不可 |

2. 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置が事業主の義務になります。

(施行日：令和4年4月1日)

- 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 → 研修、相談窓口設置等複数の選択肢から選択可
- 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置 → 面談等での制度説明、書面による制度の情報提供等の複数の選択肢から選択可

3. 育児休業を分割して取得できるようになります。

(施行日：令和4年10月1日)

- （新制度とは別に）分割して2回まで取得可能
- 1歳以降に延長する場合、育休開始日を柔軟化

4. 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和されます。

(施行日：令和4年4月1日)

例：育児休業の場合

(改正前)
(1) 引き続き雇用された期間が1年以上
(2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない



(改正後)
(1) の要件を撤廃
※無期雇用労働者と同様の取り扱いに

5. 育児休業取得状況の公表が義務になります。

(施行日：令和5年4月1日)

○常時雇用する労働者数が1,000人超の企業は、育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられます。

宮崎労働局 育児休業制度等に関する相談窓口

- ◆受付日 平日（土日、祝日、12/29～1/3を除く）
- ◆受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）
- ◆電話番号 0985-38-8821
- ◆住所 宮崎市橋通東3丁目1番22号
宮崎合同庁舎4階

働く人も、企業の担当者も、男女問わず、ご相談いただけます。

窓口又はお電話で対応します。